

鹿角市 特定不妊治療費の助成について

「秋田県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受け、治療にかかった費用が秋田県の助成額を超えている場合に申請できます。

【お知らせ】

令和4年4月から、特定不妊治療は保険適用となりました。

特定不妊治療費助成事業の申請をお考えの方は、あらかじめご加入の健康保険者から「限度額適用認定証」の交付を受けてから受診するようお願いいたします。詳しくは、ご加入の健康保険者にお問い合わせください。

対象となる治療

体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療にかかる医療費・薬剤費の自己負担額が対象となります。

※入院時食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象となりません。

助成対象者

下記の①および②に該当する方

- ①秋田県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けている
- ②申請日時点において、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のいずれか一方が、市内に1年以上住所を有している



助成額

治療に要した費用（自己負担額）から、秋田県の交付額を引いた額。

保険適用される治療1回につき、5万円を限度額とします。

※保険適用上限を超えた保険外診療は治療1回につき、10万円を限度額とします。

※助成回数は秋田県特定不妊治療費助成事業に準じます。

申請手続きについて

- ・治療が終了した日が属する年度の末日（3月31日）までに、必要書類をそろえて申請してください。
- ・申請に来られる際や申請が遅れる場合は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

<必要書類>

- ①鹿角市特定不妊治療費助成金申請書
- ②秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し（該当者のみ）
- ④秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ⑤医療機関・薬局の発行した領収書および明細書の写し
- ⑥夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）
- ⑦請求書
- ⑧夫婦の健康保険証の写し
- ⑨高額療養費や付加(附加)給付金の決定額が確認できる書類または、限度額適用認定証の写し（該当者のみ）

申請の際は、印章をお持ちください。



⑥住民票は申請書の同意欄に署名がある場合は不要です。ただし、鹿角市に住所がない場合は提出が必要です。